

公の施設の指定管理者候補者の選定について
(報告)

令和7（2025）年8月

国立市指定管理者選定委員会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1 対象施設の概要	
(1) くにたち福祉会館・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2) くにたち北高齢者在宅サービスセンター・・・・・・・・	4
(3) 国立市障害者センター・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(4) くにたち心身障害者通所訓練施設あすなろ・・・・・・・・	5
2 個別施設の検討	
(1) くにたち福祉会館・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(2) くにたち北高齢者在宅サービスセンター・・・・・・・・	8
(3) 国立市障害者センター・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(4) くにたち心身障害者通所訓練施設あすなろ・・・・・・・・	12
3 個別施設の指定管理者候補者選定基準	
(1) くにたち福祉会館・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(2) くにたち北高齢者在宅サービスセンター・・・・・・・・	16
(3) 国立市障害者センター・・・・・・・・・・・・・・・・	18
(4) くにたち心身障害者通所訓練施設あすなろ・・・・・・・・	21
4 参考資料	
(1) 指定管理者選定委員会等開催経過・・・・・・・・	24
(2) 指定管理者選定委員会委員名簿・・・・・・・・	25

はじめに

国立市指定管理者選定委員会は、指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に行うため設置されています。その役割は大別すると、次の事項となります。

- (1) 指定管理者候補者の選定基準、応募資格及び指定期間等について、市の検討結果をもとに審査、検討を行うこと。
- (2) 指定管理者の候補者について審査すること。
- (3) 指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて行う管理業務の停止について審査すること。

この度、国立市指定管理者選定委員会は、国立市長から令和7年7月1日付け国福祉発第37号に基づき、令和8年3月31日をもって指定期間満了を迎えるくにたち福祉会館等の4施設について、候補者を選定する場合における指定期間、選定基準等について意見を求められました。これを受け、当委員会では、市による検討結果及び対象施設の担当課ヒアリングをもとに検討を行い、本報告書を作成しました。

検討に当たっては、指定管理者制度の本来の在り方、各施設の設置目的及び施設機能を踏まえ、国立市の公の施設の目的を達成するため管理運営をよりよいものとすることを念頭に行いました。

今後、対象の公の施設が国立市民の福祉向上のため有効に活用されることを期待し、以下のとおり検討結果について報告をします。

1 対象施設の概要

(1) くにたち福祉会館

① 施設の目的

市民及び地域社会の福祉増進を図ることを目的とし、高齢者福祉に関する施設及び児童福祉に関する施設を設置している。地域に根差したさまざまな福祉活動を推進していくための拠点として、高齢者等の福祉増進を図ることを目的に、福祉会館・会議室等の管理運営、高齢者向け啓発事業等の福祉会館自主事業の実施、高齢者健康相談等の老人福祉センター事業を実施している。

② 施設の規模

・ くにたち福祉会館

所在地	国立市富士見台2丁目38番地の5
内容	鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階建て 中央児童館併設 施設床面積 4,609.01 m ² 敷地面積 1,748.85 m ²
開設年月日	平成4年4月1日

・ くにたち福祉会館分室

所在地	国立市富士見台1丁目7番地 1-2-102
内容	鉄筋コンクリート造 地上5階建ての1階部分 施設床面積 126.58 m ²
開設年月日	平成4年4月1日

③ 休館日

火曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、1月2日、3日及び12月29日から31日まで。

ただし、市長があらかじめ認めたときは、これを変更することができる。

④ 開館時間

午前9時から午後5時まで。ただし、くにたち福祉会館条例第3条第2項に定める事項については、午前9時から午後10時まで

⑤ 主な業務の内容

- ・ 会館及び会館分室の施設管理・利用申込等業務
- ・ 老人福祉センター管理運営業務
- ・ 自主事業運営業務（高齢者健康体操等の自主事業、啓発事業、会館の利用促進に関する業務、喫茶店の運営に関する業務等）

- ・ その他庶務的業務等

(2) く にたち北高齢者在宅サービスセンター

① 施設の目的

在宅の虚弱高齢者等に対し、当該高齢者等及びその家族の福祉の向上を図るため、介護保険事業の通所介護サービス、地域支援事業の第1号通所事業を実施している。

② 施設の規模

所在地	国立市北3丁目2番
内容	鉄筋コンクリート造 平屋建て 施設床面積 594.73 m ² 敷地面積 2,580.30 m ²
開設年月日	平成7年4月3日

③ 休日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、1月2日、3日及び12月29日から31日まで。

ただし、市長があらかじめ認めたときは、これを変更することができる。

④ 利用時間

午前9時から午後5時30分まで

⑤ 主な業務の内容

- ・ センターの施設管理業務
- ・ センターの管理運営業務（通所介護サービスに関する業務、市が実施する地域支援事業の第1号通所事業の受け入れ業務等）
- ・ その他庶務的業務等

(3) 国立市障害者センター

① 施設の目的

国立市障害者センター条例に基づき、心身しょうがいしゃの社会参加と自立助長を図りもって心身しょうがいしゃの福祉増進に寄与することを目的として、生活介護事業施設「あさがお」、しょうがいしゃ就労・自立支援事業の運営を行っている。

② 施設の規模

所在地	国立市富士見台2丁目1番地の32
内容	鉄筋コンクリート造 3階建て 施設床面積 745.28 m ²

	敷地面積 499.80 m ²
開設年月日	昭和59年4月

③ 休館日

土・日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、1月2日、3日及び12月29日から31日まで、特に市長が必要と認めたとき。

④ 利用時間

午前8時30分から午後5時まで

生活介護「あさがお」の利用時間は、午前9時10分から午後4時まで（ただし、木曜日は午後3時10分まで）

⑤ 主な業務の内容

- ・ 知的しょうがいしゃの保護及び更生に必要な指導・訓練に関する業務（障害者総合支援法に基づく生活介護事業施設「あさがお」の通所）
- ・ 心身しょうがいしゃの自立相談等に関する業務（しょうがいしゃ就労・自立支援事業）
- ・ 施設の管理業務
- ・ その他庶務的業務等

（４） くにたち心身障害者通所訓練施設あすなろ

① 施設の目的

くにたち心身障害者通所訓練施設あすなろ条例に基づき、重度の知的しょうがい及び肢体不自由が重複しているしょうがいしゃを、保護者の下から通わせて必要な療育等を行い、家族とともに地域社会の中で充実した生活が送れるよう支援していくことを目的としている。

② 施設の規模

所在地	国立市富士見台1丁目44番地の1
内容	鉄筋コンクリート造 平屋建て 施設床面積 278.14 m ² 敷地面積 923.09 m ²
開設年月日	平成2年4月1日

③ 休館日

土・日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、1月2日、3日及び12月29日から31日まで、特に市長が必要と認めたとき。

④ 利用時間

午前8時30分から午後5時まで

⑤ 主な業務の内容

- ・ 重度心身しょうがいしゃの療育、生活動作訓練、運動機能等の低下防止訓練及び日常生活指導に関する業務
- ・ 家庭訪問による重度心身しょうがいしゃの生活指導に関する業務
- ・ 保護者に対する重度心身しょうがいしゃの相談、指導及び助言に関する業務
- ・ 施設管理業務
- ・ その他庶務的業務等

2 個別施設の検討

(1) くにたち福祉会館

① 市による検討結果

指定管理者制度を活用することで、指定管理者の持つ新たな発想やノウハウを有効活用することができ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることが可能となる。現在の指定管理者は、ふるさとサロンなど、市では実施できない事業を代わりに実施し、地域住民との交流には欠かせない存在となっている。

次の理由から、指定管理者候補者は、引き続き社会福祉法人国立市社会福祉協議会を前提とし、事業計画書を含む申請書類の提出を求めることとしたい。

ア 市は、これまでくにたち福祉会館を拠点として、社会福祉法人国立市社会福祉協議会とともに福祉増進のための施策を推進してきた。また社会福祉法人国立市社会福祉協議会は、指定管理者としての経験・実績も積み重ねており、現在の福祉会館が抱えている課題把握及び対応もうまく機能していることから公募により指定管理者が変更となった場合、これまでどおり円滑に事業実施を行えなくなるリスクがある。

イ 社会福祉法人国立市社会福祉協議会は地域住民と連携し、創意工夫しながらくにたち福祉のつどいなどの事業に取り組んでおり、指定管理者が変更となった場合、これまで築き上げた関係構築を再度やり直さなければならず、結果として市民及び地域福祉の増進を図るという福祉会館の設置目的の達成を阻害することが懸念される。

ウ 社会福祉法人国立市社会福祉協議会は、市の指定管理者として老人福祉センター「なごみ」の管理運営も行っており、これまで培ってきた同施設利用者との信頼関係を背景とした日常の見守りや生活のサポートをこれからも安定して実施していくためには、指定管理者の継続性が必要である。

本施設を効率的に管理運営するに当たっては、方針を定めてそれを実現し、その振り返りをした上で見直しを行っていく必要がある。そのため、指定期間は一定の年数の設定が必要となる。なお、市の指針としては、5年以内という期間が一つの目安であり、本施設におけるこれまでの指定期間は上限である5年としてきた。5年よりも長い期間にすることは、コ

スト削減等の緊張感を持った運営をするには好ましくなく、また、指定期間を5年よりも短い期間にすると指定管理者の定期的な評価・改善が不十分となる懸念がある。以上の理由により、指定期間はこれまでと同様5年間とする。

選定基準については、「3 個別施設の指定管理者候補者選定基準(1)」のとおりとする。

② 選定委員会での検討内容

選定委員会での検討に当たっては、施設所管課担当者にヒアリングを実施し、指定期間、選定基準について、③検討結果のとおり集約を行った。

なお、指定申請者から指定申請書類が提出された後、選定基準をもとに審査を行うこととする。

③ 検討結果

ア 指定期間

5年とする。

イ 選定基準

「3 個別施設の指定管理者候補者選定基準(1)」のとおりとする。

(2) くにたち北高齢者在宅サービスセンター

① 市による検討結果

くにたち北高齢者在宅サービスセンターは、法律で市による管理運営が義務付けられている施設ではない。また、市が直営で管理運営を行うべき明確な理由もないことから、直営による管理運営は必須ではないと考えられる。一方、本施設は、介護保険法関係法令に規定する通所介護サービスに関する業務のほか、国立市高齢者在宅サービスセンター条例第3条の各号に掲げる事業を行う施設であるため、相応の管理運営に係るノウハウ及び人材確保が求められる。このような前提のもと、公の施設の管理運営ノウハウを有する民間事業者が存在することから、市が直営で運営するよりも、指定管理者制度を活用するほうが、経費削減、住民サービスの向上等の効果が期待できるものとする。よって、本施設については、引き続き、指定管理者制度を活用した管理運営を行うことが妥当と考える。

次の理由から、公募によらない選定とし、社会福祉法人弥生会から事業計画書を含む申請書類の提出を求めることとしたい。なお、申請書類が提出された後、選定基準に基づく詳細な審査を行い、「妥当」と評価された

場合、指定管理者候補者として選定する。

- ア 社会福祉法人弥生会は、くにたち北高齢者在宅サービスセンターにおいて、指定管理業務のみならず、地域包括支援センターの北地域窓口、シルバーピアの生活援助員配置事業、高齢者食事サービス等を実施しており、本施設を利用して、在宅高齢者の総合的かつ複合的な相談支援の拠点としての役割を担っているため。
- イ 利用者へのヒアリング結果及び直近実施された第三者評価において、スタッフの親切かつ実直な対応が利用者の高い満足感を生み出していることが窺える。
- ウ 社会福祉法人弥生会は、くにたち北高齢者在宅サービスセンターの指定管理者として長年運営管理を継続してきたことにより、地域住民の個々の状態、課題等を把握しており、指定管理業務の範囲を超えて、北地域の高齢者の在宅支援や地域福祉事業への参加を行い、北地域を中心とした住民等に大きな安心感・信頼感を与える存在となっていると考える。
- エ 高齢者のデイサービス事業の性質上、利用されている高齢者にとって、施設環境の変化は必ずしも好ましいことではない（特に認知症状がある場合、急激な環境変化により症状が悪化することもあり得る）。また、前述のとおり、継続的に良好な状態にある、利用者サービス提供者との築かれた関係性（慣れ親しんだ関係により日常生活が維持できていること）について、事業者を改めることで、あえて振り出しに戻すことはないと考える。

本施設を効率的に管理運営するに当たり、方針を定め、それを実現し、その振り返りを行い、その上で見直しを図る必要がある。そのため、指定期間に当たっては、一定年数の設定が必要と考える。市の指針としては、5年以内という期間が目安であり、本施設はこれまで上限である5年間を指定期間としてきた。5年よりも長い期間とすることは、コスト削減等の緊張感を持った運営管理に当たり適当とはいいがたく、また、5年よりも短縮することは中期的な計画策定に影響し、指定管理者の経営能力が十分に発揮されない懸念が生じる。以上の点を踏まえて、指定期間については、これまで同様に5年間といたしたい。

選定基準については、「3 個別施設の指定管理者候補者選定基準（2）」のとおりとする。

② 選定委員会での検討内容

選定委員会での検討に当たっては、施設所管課担当者にヒアリングを実施し、指定期間、選定基準について、③検討結果のとおり集約を行った。

なお、指定申請者から指定申請書類が提出された後、選定基準をもとに審査を行うこととする。

③ 検討結果

ア 指定期間

5年とする。

イ 選定基準

「3 個別施設の指定管理者候補者選定基準(2)」のとおりとする。

(3) 国立市障害者センター

① 市による検討結果

本施設については、指定管理者制度による運営とすることで、民間経営のノウハウの有効活用により、住民サービスの向上や経費削減等を図ることができる。また、運営法人の行う他の事業と連携することで、本事業においても相乗効果が得られることが期待される。よって、本施設については引き続き指定管理者制度を活用した管理運営を行うことが妥当である。

指定管理者については、以下の理由により、公募によらないこととし、現指定先の社会福祉法人国立市社会福祉協議会から事業計画書を含む申請書類の提出を求める。なお、申請書類が提出された後、選定基準に基づく詳細な審査を行い、妥当と評価された場合に指定管理者候補者として選定する。

ア しょうがいしゃ支援施設で生活介護事業を行う「あさがお」の特性と国立市社会福祉協議会並びに支援員への高い評価があること。支援員は、利用者が発する情報を丁寧に分析し、求めているものが何かを理解することや、本人にとってわかりやすい情報伝達手段を常に考えているので、利用者と支援員の関係はとても良好である。また、生活介護事業で、定期的に行っている第三者評価においても、利用者から高い評価を得ていることが確認されている。

イ 利用者・保護者会からの高い評価を受けていること。利用者は現状の国立市社会福祉協議会の管理に満足し、安心して通わせることができている。また、給食においても、地域の食材を採り入れ、栄

養のバランス等、献立が素晴らしいと高く評価されている。

ウ 利用者である重度の知的しょうがいしゃは、その特性上、環境変化に極端に弱く、良好な状態にある利用者と支援員との関係性を継続することが、利用者の支援の観点では重要であること。通所施設の支援員が、運営の都合上により大きく変化してしまうと、変化に耐えられず、通所が困難になるリスクが非常に高いこと。

エ 市内の生活介護事業所との連絡会を主催し、地域ネットワークにおける核となる事業所として、役割を果たしていること。国立市社会福祉協議会は、CSW活動等、地域に密着した様々な事業を取り込んでおり、同法人が通所事業を行うことで、より重層的かつ一体的な支援の提供が行え、地域福祉の強化及び地域での生活を総合的に支援していくことに大きくつながることが期待できること。

福祉人材難の状況において、特に非常勤職員の入れ替わりが多いとの指摘がある。そのような経験の少ない職員であっても、重度の知的しょうがいしゃに対し、その方のしょうがい特性を踏まえた高度な支援が行えるようにするには、長期的な育成が必要であること、計画的に安定して事業運営を行う必要があることなどの理由から、指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

選定基準については、「3 個別施設の指定管理者候補者選定基準(3)」のとおりとする。

② 選定委員会での検討内容

選定委員会での検討に当たっては、施設所管課担当者にヒアリングを実施し、指定期間、選定基準について、③検討結果のとおり集約を行った。

なお、指定申請者から指定申請書類が提出された後、選定基準をもとに審査を行うこととする。

③ 検討結果

ア 指定期間

5年とする。

イ 選定基準

「3 個別施設の指定管理者候補者選定基準(3)」のとおりとする。

(4) く に たち 心 身 障 害 者 通 所 訓 練 施 設 あ す な ろ

① 市による検討結果

本施設については、指定管理者制度による運営とすることで、民間経営のノウハウの有効活用により、住民サービスの向上や経費削減等を図ることができる。また、運営法人の行う他の事業と連携することで、本事業においても相乗効果が得られることが期待される。よって、本施設については引き続き指定管理者制度を活用した管理運営を行うことが妥当である。

指定管理者については、以下の理由により、公募によらないこととし、現指定先の社会福祉法人国立市社会福祉協議会から事業計画書を含む申請書類の提出を求める。なお、申請書類が提出された後、選定基準に基づく詳細な審査を行い、妥当と評価された場合に指定管理者候補者として選定する。

ア 重症心身障害者通所訓練施設である「あすなろ」の特性と国立市社会福祉協議会並びに支援員への高い評価があること。支援員は、利用者が発する情報を丁寧に分析し、求めているものが何かを理解することや、本人にとってわかりやすい情報伝達手段を常に考えており、利用者と支援員の関係はとても良好である。また、生活介護事業で、定期的に行っている第三者評価においても、利用者から高い評価を得ていることが確認されている。

イ 利用者・保護者会からの高い評価を受けていること。利用者は現状の国立市社会福祉協議会の管理に満足し、安心して通わせることができること。

ウ 利用者である重症心身しょうがいしゃは、その特性上、環境変化に極端に弱く、良好な状態にある利用者と支援員との関係性を継続することが、利用者の支援の観点では重要であること。通所施設の支援員が、運営の都合により大きく変化してしまうと、変化に耐えられず、通所が困難になるリスクが非常に高いこと。

エ 地域の社会資源としての役割を発揮できるよう取組を行っていること。支援者の腰痛予防講座を開催する等の新たな取組を行っている。また、国立市社会福祉協議会は、CSW活動等、地域に密着した様々な事業を取り込んでおり、同法人が通所事業も行うことで、より重層的かつ一体的な支援の提供が行え、地域福祉の強化及び地域での生活を総合的に支援していくことに大きくつながることが期待できること。

福祉人材難の状況において、特に非常勤職員の入れ替わりが多いとの指摘がある。そのような経験の少ない職員であっても、重度の知的しょうがいしゃに対し、その方のしょうがい特性を踏まえた高度な支援が行えるようにするには、長期的な育成が必要であること、計画的に安定して事業運営を行う必要があることなどの理由から、指定期間は令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５年間とする。

選定基準については、「３ 個別施設の指定管理者候補者選定基準（４）」のとおりとする。

② 選定委員会での検討内容

選定委員会での検討に当たっては、施設所管課担当者にヒアリングを実施し、指定期間、選定基準について、③検討結果のとおり集約を行った。

なお、指定申請者から指定申請書類が提出された後、選定基準をもとに審査を行うこととする。

③ 検討結果

ア 指定期間

５年とする。

イ 選定基準

「３ 個別施設の指定管理者候補者選定基準（４）」のとおりとする。

3 個別施設の指定管理者候補者選定基準

(1) くにたち福祉会館

審 査 項 目	評 価 の 観 点	評価	
1. 法人に係る事項			
(1)管理体制	①危機管理体制は適切か。 ・法人の事業継続計画(BCP)を策定しているか。 ・緊急時の連絡体制が確立されているか。内容が職員に周知されているか。		
	②要望・苦情・トラブルへの対応体制は適切か。		
(2)施設の効用を最大限に発揮できるか	①サービス向上への取り組みが見られるか。		
	②施設の管理運営に対する意欲が感じられるか。		
(3)管理運営を安定的に行うことができるか	①社会福祉事業の運営実績は適切か。		
	②法令等の遵守は確保されるか。		
	③財政基盤(経営・収支)は安定しているか。		
	④適正な監査が実施されているか。		
	⑤適正な職員の配置は可能か。		
	⑥職員に対する研修体制は適切か。		
	⑦公益通報者保護法に定める内部通報窓口を整備し、職員に周知しているか		
(4)その他	①環境保護に配慮した取り組みを行っているか。		
2. 施設の個別事項			
(1)施設運営	①福祉会館の運営方針は、市の施策に合致しているか。		
	②事業計画が条例等の趣旨を反映し、福祉の向上を目指す妥当なものであるか。		
	③福祉事業に対する熱意、創意工夫 ・快適に施設を利用できる環境整備に努めているか。 ・様々な利用者ニーズや苦情の把握、管理運営への反映がなされているか		
	④施設の特質をいかし、利用促進への工夫が図られているか。		
	⑤施設の利用にあたり公平性が確保されているか。		
	⑥利用者への応対は適切か ・接遇に関する具体的な取り組みを行っているか。 ・合理的配慮の提供がなされているか。 ・その他、様々な困難を抱える市民と接した際に、相談機関を案内するなど適切な対応を行っているか。		

	⑦高齢者等の福祉増進のため効果的取り組みがなされているか。 ・提案する自主事業において、地域福祉増進のための具体的な取り組みがあるか。 ・その他、福祉会館を活用して、地域福祉増進のための具体的な取り組みを行っているか。		
(2) 安全対策	①事故防止等安全対策 ・事故防止並びに事故発生時の対応・防災対策・衛生管理対策(感染医療対策など)等マニュアルは整備しているか。 ・避難、誘導、通報訓練等対策は適切か。 ・保安警備対策は適切か。		
	②老人福祉センターの管理運営 ・入浴施設の安全管理は適切か。 ・健康器具等の安全管理は適切か。		
(3) 管理運営に係る経費の削減について	①経費の低減について努力が見られるか。 ・物品購入契約等において、入札や見積比較等を実施しているか。 ・積算根拠を明確にした予算書等の作成は行われているか。 ・その他具体的な経費削減策を実行しているか。		
(4) その他	①市民等が幅広く利用できるような広報活動がなされているか。		
	②施設の衛生管理は適切か。		

(2) く に たち 北 高 齢 者 在 宅 サービス セ ン タ ー

審 査 項 目	評 価 の 観 点	評価	
1. 法人に係る事項			
(1)管理体制	①危機管理体制は適切か。 ・法人の事業継続計画(BCP)を策定しているか。 ・緊急時の連絡体制が確立されているか。内容が職員に周知されているか。		
	②要望・苦情・トラブルへの対応体制は適切か。		
	③個人情報保護への対応体制は適切か。		
(2)施設の効用を最大限に発揮できるか	①サービス向上への取り組みが見られるか。		
	②施設の管理運営に対する意欲が感じられるか。		
(3)管理運営を安定的に行うことができるか	①社会福祉事業の運営実績は適切か。		
	②法令等の遵守は確保されるか。		
	③財政基盤(経営・収支)は安定しているか。		
	④適正な監査が実施されているか。		
	⑤適正な職員の配置は可能か。		
	⑥職員に対する研修体制は適切か。		
	⑦職員の健康管理、カウンセリング等の相談機関を設けて、適切なケアを行っているか。		
	⑧公益通報者保護法に定める内部通報窓口を整備し、職員に周知しているか。		
(4)その他	①環境保護に配慮した取り組みを行っているか。		
2. 施設の個別事項			
(1)施設運営	①くにたち北高齢者在宅サービスセンターの運営方針は、市の施策及び介護保険法、その他関連法令に合致しているか。		
	②事業計画が関連法令等の趣旨を反映し、福祉の向上を目指す妥当なものであるか。		
	③福祉事業に対する熱意、創意工夫 ・快適に施設を利用できる環境整備に努めているか。 ・様々な利用者ニーズや苦情の把握、管理運営への反映がなされているか		

	④施設の特質をいかし、利用促進への工夫が図られているか。 ・身近な自然との関わり、戸外・施設外での活動は実施されているか。 ・工夫を凝らした行事が実施されているか。		
	⑤施設の利用にあたり公平性が確保されているか。		
	⑥利用者への対応は適切か ・接遇に関する具体的な取り組みを行っているか。 ・合理的配慮の提供がなされているか。 ・その他、様々な困難や悩みを抱える利用者(家族等含む)に対して、適切な対応を行っているか。		
	⑦虐待などへの対応 ・未然防止の取り組みを行っているか。 ・早期発見の取り組みを行っているか。 ・関係機関との連携、相談体制は整備されているか。		
(2) 安全対策	①事故防止等安全対策 ・事故防止並びに事故発生時の対応、防災対策等のマニュアルは整備しているか。 ・避難、誘導、通報訓練等対策は適切か。 ・保安警備対策は適切か。		
	②衛生・健康管理 ・施設の衛生管理は適切か。 ・衛生管理、感染症対策等のマニュアルは整備しているか。		
	③給食の状況 ・利用者の健康面を配慮し、個々に即した食事の提供や、健康管理、栄養面での家族への相談体制の充実、献立の周知(献立の特徴、あり方)等がなされているか。 ・食中毒等を防止するための対策は適切か。		
(3) 管理運営に係る経費の削減について	①経費の低減について努力が見られるか。 ・物品購入契約等において、入札や見積比較等を実施しているか。 ・積算根拠を明確にした予算書等の作成は行われているか。 ・その他具体的な経費削減策を実行しているか。		
(4) その他	①広報活動は適切か。 ・便りの発行、配布状況や内容は適切になされているか。		
	②家族会や懇談会の状況 ・家族等への説明、家族等からの要望の受け入れ等、コミュニケーションを図る機会を設けているか。		

(3) 国立市障害者センター

審査項目	評価の観点	評価	
1. 法人に係わる事項			
(1)管理体制	①危機管理体制は適切か。 ・法人の事業継続計画(BCP)を策定しているか。 ・緊急時の連絡体制が確立されているか。内容が職員に周知されているか。		
	②要望・苦情・トラブルへの対応体制は適切か。		
	③個人情報保護への対応体制は適切か。		
(2)施設の効用を最大限に発揮できるか	①サービス向上への取り組みが見られるか。		
	②施設の管理運営に対する意欲が感じられるか。		
(3)管理運営を安定的に行うことができるか	①社会福祉事業の運営実績は適切か。		
	②法令等の遵守は確保されるか。		
	③財政基盤(経営・収支)は安定しているか。		
	④適正な監査が実施されているか。		
	⑤適正な職員の配置がなされているか。 ・支援に必要な専門職の配置がなされているか。		
	⑥職員に対する研修体制は適切か。		
	⑦公益通報者保護法に定める内部通報窓口を整備し、職員に周知しているか。		
(4)その他	①環境保護に配慮した取り組みを行っているか。		
2. 施設の個別事項			
(1)施設運営	①運営理念及び基本方針 ・障害者センターの運営理念及び基本方針は施設目的に適合しているか。		
	②支援計画 ・利用者について、適切に支援する計画となっているか。 ・基本的人権を尊重した個人の意思による自己選択や自己決定、意思表示を具体的な形で支援、保障しているか。		

	・複数のプログラムが用意され、同一時間帯に実施されているか。 ・身体状況・利用等の記録と職員への周知は適切になされているか。 ・利用者に対する支援計画は定期的かつ状況に応じて評価され改定が適切になされているか。 ・地域との連携に対し積極的か。 ・地域生活支援への取り組みはできているか。 ・利用者が抱える様々な課題や不適応な行動等に対して、その原因を捜しながら問題解決に向けた対応策がとられているか。		
③障害者センターに対する熱意、創造性	・利用者が自発的に活動できる環境整備は万全か。 ・さまざまな表現活動が体験できるような配慮はされているか。 ・一人ひとりの利用者の発達状況の把握、目標、生活状況についての記録と理解配慮はされているか。 ・身近な自然との関わり、戸外施設外での活動は実施されているか。 ・工夫を凝らした行事が実施されているか。		
④虐待などへの対応	・未然防止の取り組みを行っているか。 ・早期発見の取り組みを行っているか。 ・関係機関との連携、相談体制は整備されているか。		
⑤事故防止及び事故発生時の対策	・事故防止並びに事故発生時の対応、防災対策マニュアルを整備しているか。		
⑥衛生・健康管理	・利用者の健康管理、疾病の早期発見を目的とした保健衛生・健康管理を実施しているか。 ・健康診断結果の周知反映がなされているか。		

	・衛生管理マニュアル、健康管理マニュアルを作成しているか。 ・職員の健康管理は適切になされているか。 ・発熱時の対応、投薬の基準、及び投薬管理は万全か。 ・嘱託医、医療機関との連携は適切になされているか。 ・施設の衛生管理は適切か。		
	⑦給食の状況 ・給食における食中毒等を予防するために適切な衛生管理を行っているか。 ・利用者の健康面を配慮し、個々に即した給食の提供や、健康管理、栄養面での保護者への相談体制の充実、献立の周知(献立の特徴・あり方)等がなされているか。 ・保護者に対して必要に応じた喫食状況の周知がなされているか。 ・安全に配慮した食材料の使用はなされているか。		
	⑧通信、保健だより等広報活動 ・配布状況や内容は適切になされているか。		
	⑨保護者会や懇談会の状況 ・保護者への支援内容の説明や保護者からの要望の受け入れ等保護者とのコミュニケーションはなされているか。		
	⑩地域における支援・地域交流について ・地域住民や関係機関との連携は図られているか。		
(2)管理運営に係る経費の削減について	①経費の低減について努力がみられるか。		

(4) く に たち 心 身 障 害 者 通 所 訓 練 施 設 あ す な ろ

審 査 項 目	評 価 の 観 点		評価
1. 法人に係わる事項			
(1)管理体制	①危機管理体制は適切か。 ・法人の事業継続計画(BCP)を策定しているか。 ・緊急時の連絡体制が確立されているか。内 容が職員に周知されているか。		
	②要望・苦情・トラブルへの対応体制は適切か。		
	③個人情報保護への対応体制は適切か。		
(2)施設の効用を最大限に発揮できるか	①サービス向上への取り組みが見られるか。		
	②施設の管理運営に対する意欲が感じられるか。		
(3)管理運営を安定的に行うことができるか	①社会福祉事業の運営実績は適切か。		
	②法令等の遵守は確保されるか。		
	③財政基盤(経営・収支)は安定しているか。		
	④適正な監査が実施されているか。		
	⑤適正な職員の配置がなされているか。 ・支援に必要な専門職の配置がなされている か。		
	⑥職員に対する研修体制は適切か。		
	⑦公益通報者保護法に定める内部通報窓口を整 備し、職員に周知しているか。		
(4)その他	①環境保護に配慮した取り組みを行っているか。		
2. 施設の個別事項			
(1)施設運営	①運営理念及び基本方針 ・あすなろの運営理念及び基本方針は施設目 的に適合しているか。		
	②支援計画 ・利用者について、適切に支援する計画となっ ているか。 ・基本的人権を尊重した個人の意思による自己 選択や自己決定、意思表示を支援、保障して いるか。 ・身体状況・利用等の記録と職員への周知は適 切になされているか。		

	・利用者に対する支援計画は、定期的かつ状況に応じて評価され改定が適切になされているか。		
	・地域との連携に対し積極的か。		
	・地域生活支援への取り組みはできているか。		
	・利用者の不適応行動に対して、その原因を捜しながら問題解決に向けた対応策がとられているか。		
	③あすなろに対する熱意、創造性		
	・利用者が自発的に活動できる環境整備は万全か。		
	・さまざまな表現活動が体験できるような配慮はされているか。		
	・一人ひとりの利用者の発達状況の把握、目標、生活状況についての記録と理解配慮はされているか。		
	・身近な自然との関わり、戸外施設外での活動は実施されているか。		
	・工夫を凝らした行事が実施されているか。		
	④虐待などへの対応		
	・未然防止の取り組みを行っているか。		
	・早期発見の取り組みを行っているか。		
	・関係機関との連携、相談体制は整備されているか。		
	⑤事故防止及び事故発生時の対策		
	・事故防止並びに事故発生時の対応マニュアルは整備しているか		
	⑥衛生・健康管理		
	・利用者の健康管理、疾病の早期発見を目的とした保健衛生・健康管理を実施しているか。		
	・健康診断結果の周知反映がなされているか。		
	・衛生管理マニュアル、健康管理マニュアルは作成されているか。		

	・ 職員の健康管理は適切になされているか。		
	・ 発熱時の対応、投薬の基準、及び投薬管理は万全か。		
	・ 嘱託医、医療機関との連携は適切になされているか。		
	・ 施設の衛生管理は適切か。		
	⑦給食の状況		
	・ 食中毒等を予防するために適切な衛生管理を行っているか。		
	・ 利用者の健康面を配慮し、個々に即した給食の提供や、健康管理、栄養面での保護者への相談体制の充実、献立の周知(献立の特徴・あり方)等がなされているか。		
	・ 保護者に対して必要に応じた喫食状況の周知がなされているか。		
	・ 安全に配慮した食材料の使用はなされているか。		
	⑧通信、保健だより等広報活動		
	・ 配布状況や内容は適切になされているか。		
	⑨保護者会や懇談会等の状況		
	・ 保護者への支援内容の説明や保護者からの要望の受け入れ等、保護者とのコミュニケーションはなされているか。		
	⑩地域における支援・地域交流について		
	・ 地域住民や関係機関との連携は図られているか。		
(2) 管理運営に係る経費の削減について	①経費の低減について努力がみられるか。		

4 参考資料

(1) 指定管理者選定委員会等開催経過

令和6年11月25日	くにたち福祉会館、くにたち北高齢者在宅サービスセンター、くにたち心身障害者通所訓練施設あすなろ・国立市障害者センターに係る指定管理者制度の活用及び今後のスケジュールについて庁議報告
令和7年5月19日	くにたち福祉会館、くにたち北高齢者在宅サービスセンター、くにたち心身障害者通所訓練施設あすなろ・国立市障害者センターの指定管理について庁議付議
令和7年7月8日	【令和7年度第1回国立市指定管理者選定委員会の開催】 施設概要・管理運営方針の説明、指定期間・選定基準（案）等について意見照会
令和7年8月6日	【令和7年度第2回国立市指定管理者選定委員会の開催】 指定期間・選定基準等の集約

(2) 指定管理者選定委員会委員名簿

(敬称略)

令和7年7月8日現在

氏 名	委員区分	備 考
宮崎 宏一	副市長	委員長
藤崎 秀明	政策経営部長	副委員長
上野 有子	学識経験者委員	
上野 祥太	学識経験者委員	
塚田 好彦	市民委員	
久保 麻里	市民委員	
廣島 温弓	市民委員	
大川 潤一	健康福祉部長	
松葉 篤	子ども家庭部長	
松田 周平	生活環境部長	
北村 敦	都市整備部長	
橋本 祐幸	教育部長	